

② 75 歳以上の後期高齢者に関して埼玉県後期高齢者広域連合では、減収を証明する提出書類の要件のハードルが高く、申請しにくい状況があります。75 歳未満の国保や介護保険の減収の方が申請しやすい状況であり、高齢者により配慮する改善指導を要請する連絡文書を発行できないか。

(答)

保険料減免に係る手続きは後期高齢者医療広域連合ごとに定めております。

(1) 75 歳以上の医療費窓口負担 2 割化は中止してください

75 歳以上の高齢者の医療費を抑制するために高齢者を一律に年齢で区分し、ひとまとめに独立させた医療制度は、世界的にも全国民を対象にする公的保険医療制度をもつ国では存在しません。

高齢者の医療費を現役世代に肩代わりさせる仕組みがあるため、若いも、若きも年々負担が重くなっており、これは制度設計の問題と考えます。国庫負担を引き上げることが必要です。

高齢者への給付が多すぎるとして、世代間対立で負担を肩代わりさせ合うのではなく、大企業や富裕層に応分の負担を求め、高齢者を含めた全ての世代に必要な社会保障給付を拡充させることが必要だと考えます。

(答)

現状においても後期高齢者医療の財源の 5 割に相当する 7.8 兆円を公費で賄っており、更なる財源を確保することは困難です。今回の見直しの必要性については、ご説明資料（別紙）の 3 ページと 4 ページに記載しております。

(2) 2割負担は高齢者の受診抑制・治療中断を広げ、重症化を招き、将来への不安を増大させることとなります。受診抑制・治療中断の影響に関しご説明ください。

75歳以上の高齢者の95%が外来を受診し、そのうち5割近くが毎月受診しており、2割負担になれば、窓口負担が一人あたり年平均で3.4万円増加すると推計されています。外来の窓口負担は、高額療養費の自己負担限度額に該当しないケースが多いため、患者の6割が全ての受診月で窓口負担が2倍となります。影響が大きい外来患者について、3年間は一ヶ月負担増を3千円以内に押さえる「配慮措置」を行おうとしています。それでも8千円程度の軽減にしかならないので、年平均2.6万円の負担増です。3年が過ぎれば窓口負担は跳ね上がります。高齢者に多い膝の痛みや高血圧での定期的通院している方には、この配慮措置が適応されないため、窓口負担が2倍となります。

コロナ禍の中で、高齢者は受診控えを強いられ、健康状態が悪化しています。2割負担が導入されれば、高齢者を必要な医療からさらに遠ざけ、経済的にも身体的にも大きなダメージとなり受診控えがさらに進むと考えられます。

(答)

配慮措置は、負担が一定以上の方について、その負担を軽減する仕組みです。受診への影響や配慮措置の効果については、ご説明資料(別紙)の2ページ、5ページ~8ページに記載しております。

(3) すべての後期高齢者医療被保険者に公的負担を増やしてください

菅首相は負担増について今通常国会施政方針演説で「若い世代の負担上昇を抑える」と言いました。その現役世代が負担する後期高齢者支援金は▲720億円。一人あたり年約700円。月30円弱の負担減となることが厚生労働大臣の答弁で明らかになりました。結局一番減るのは公費で▲980億円です。公的負担を増やすことが今必要です。

(答)

後期高齢者医療の財政構造は、ご説明資料（別紙）の16ページのとおり、公費で約5割（7.8兆円）を賄っています。

(4) 2割負担となる対象者の正確な人数を教えてください。

厚生労働省によると2割負担になる対象者は課税所得が28万円以上あること、「年金収入とその他の合計所得金額」は、75歳以上が一人の世帯で200万円以上、複数いる世帯では320万円以上あること、のいずれも満たすケース370万人とされています。年収同額でも内訳によって負担割合が違うケースもあると聞いています。我々が入手した神奈川県広域連合からの資料によると、厚生労働省が予測している対象者は33万人より多く34.3万人となっており、当初予定より対象者となる方の数が増えています。実際の対象者の方の数はどのくらいになるのかご説明ください。

(答)

都道府県ごとの2割負担対象者数は、ご説明資料(別紙)の12ページに記載されているとおりです。これは、全ての後期高齢者医療広域連合を対象として行った、令和2年7月時点の後期高齢者被保険者の所得状況等実態調査に基づくものです。

(5) 2 割負担への引き上げとなる単身世帯の年収基準 200 万円以上とする根拠について。

2 月 12 日の衆議院予算委員会で、田村大臣が家計調査をもとに年収 200 万円の世帯は「年 12 万円の余裕がある」と説明したとのことですが、その試算について改めてご説明ください。

※社保審・医療保険部会 1 月 13 日付の資料に関連する資料がありますが、消費支出の平均値を算出したサンプルの収入の平均値、中央値、最頻値を教えてください。

(答)

後期高齢者の家計の状況については、ご説明資料（別紙）の 9 ページに記載されているとおりです。

3 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案の一括審議でなく分離審議を求めます

今法案では、後期高齢者医療における窓口負担の見直し【高齢者の医療の確保に関する法律】等など国民負担を求める法案と、子どもに係る国民健康保険料の均等割額の減額措置の導入【国民健康保険法、地方税法】等国民負担軽減の法律案が一括提案されています。それぞれの法案は実施時期も違うし、関連予算案等の措置も違います。それらを一括提案し一括審議することは無理があるのではないのでしょうか。分離審議すべきと考えます。

(答)

今回の法案の趣旨は、ご説明資料（別紙）の1ページのとおり、全世代対応型の社会保障を構築するものであり、一括で審議いただくべきと考えています。